

○ 財務省告示第 52 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 8 年 1 月 15 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 27 日

財務大臣 片山 さつき

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 21 回	1,700,000,000 円	100.53 円
〃	第 21 回	1,900,000,000 円	100.64 円
〃	第 22 回	900,000,000 円	101.71 円
〃	第 23 回	2,700,000,000 円	101.80 円
〃	第 23 回	2,000,000,000 円	101.99 円
〃	第 24 回	3,700,000,000 円	101.74 円
〃	第 24 回	1,000,000,000 円	101.82 円
〃	第 24 回	1,200,000,000 円	101.89 円
〃	第 24 回	1,200,000,000 円	101.94 円
〃	第 24 回	700,000,000 円	101.96 円
〃	第 30 回	1,500,000,000 円	97.64 円

〃	第 30 回	1,500,000,000 円	97.79 円
合 計		20,000,000,000 円	